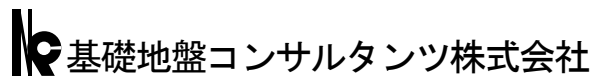


土 壌・廃 棄 物 に 関 係 す る
日 本 の 基 準
(第 10 版)



基礎地盤コンサルタンツ株式会社

本社 〒136-8577 東京都江東区亀戸一丁目5番7号
錦糸町プライムタワー12階

TEL : 03-6861-8843(環境事業部), FAX: 03-6861-8894

ホームページアドレス: <http://www.kiso.co.jp/>

ジオラボセンター関東試験室 TEL: 043-298-5231	北海道支社 TEL: 011-822-4171	
東北支社 TEL: 022-291-4191	関東支社 TEL: 03-5632-6800	中部支社 TEL: 052-589-1051
関西支社 TEL: 06-6536-1591	中国支社 TEL: 082-238-7227	九州支社 TEL: 092-831-2511

項 目	化学記号	土 壌 に 係 る 環 境 基 準			土 壌 汚 染 対 策 法							農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 昭和45年12月施行	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (東京都環境確保条例)								
		平成3年8月環境庁告示第46号・改正平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成13環告16・平成20環告46・平成22環告37・平成26環告44・平成28環告30・平成30環告77・平成31環告48・令和2環告35・令和2環告44 ダイオキシン類・ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条 平成14年7月環境省告示第46号			土壌汚染対策法:平成14年5月29日公布・平成15年2月15日施行 最終改正:平成29年法律第45号・令和2年4月1日施行 土壌汚染対策法施行令:平成14年11月13日公布 最終改正:平成30年政令第283号・平成31年4月1日施行 土壌汚染対策法施行規則:平成14年12月26日公布 最終改正:令和3年環境省令第3号・令和3年4月1日施行								東京都土壌汚染対策指針 平成15年2月14日告示第150号、平成22年3月30日告示第407号、平成31年3月18日告示第394号								
		区分	環境上の条件	試料液の調整 溶出方法	測定方法	区分	溶出量基準 (mg/L)	試料液の調整・ 溶出・測定方法	含有量基準 (mg/kg)	試料液の調整・溶出方法	測定方法		第二溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準値 (mg/l)	含有量基準値 (mg/kg)	第二溶出量基準値 (mg/L)				
						平成15年3月環境省告示第18号 H28環水大土発第1604151号			平成15年3月環境省告示第19号 H28環水大土発第1604151号		平成14年12月環令第29号 H28環水大土発第1604151号	下記備考参照	環告第18号	環告第19号	環令第29号						
四塩化炭素	CCl ₄	揮発性有機化合物 (VOCs)	検液1lにつき0.002mg以下であること。	①ねじ口付き三角フラスコに試料と溶媒(純水に塩酸を加え、水系イオン濃度指数が5.8～6.3となるようにしたもの)を重量体積比10%の割合で、混合液が500ml以上となりヘッドスペースが少なくなるように速やかに混合・密閉する。②試料液を常温・常圧に保ち、マグネチックスターラーで4時間連続攪拌する。③試料液を10～30分程度静置後、ガラス製注射筒に静かに吸い取り、孔径0.45μmのメンブランフィルターを装着した紙ホルダーを接続して、空気及び始めの数mlを排出し、共栓付試験管にろ液を分けとり検液とする。	日本工業規格(以下「規格」という。)K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	第一種特定有害物質	0.002以下	トランス・シス合計で0.04以下	—	土壌に係る環境基準と同じ。	—	0.02以下	—	0.002以下	—	0.02以下					
1,2-ジクロロエタン	CH ₂ ClCH ₂ Cl		検液1lにつき0.004mg以下であること。				規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法		0.004以下		—	—	0.04以下	—	0.004以下	—	0.04以下				
1,1-ジクロロエチレン	CCl ₂ =CH ₂		検液1lにつき0.1mg以下であること。				規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		0.1以下		—	—	1以下	—	0.1以下	—	1以下				
1,2-ジクロロエチレン	CHCl=CHCl		検液1lにつきトランス・シス合計で0.04mg以下であること。				規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		トランス・シス合計で0.04以下		—	トランス・シス合計で0.4以下	—	トランス・シス合計で0.4以下	—	トランス・シス合計で0.4以下					
1,3-ジクロロプロペン	CH ₂ ClCH=CHCl		検液1lにつき0.002mg以下であること。				規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法		0.002以下		—	—	0.02以下	—	0.002以下	—	0.02以下				
ジクロロメタン	CH ₂ Cl ₂		検液1lにつき0.02mg以下であること。				規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		0.02以下		—	—	0.2以下	—	0.02以下	—	0.2以下				
テトラクロロエチレン	CCl ₂ =CCl ₂		検液1lにつき0.01mg以下であること。				規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		0.01以下		—	—	0.1以下	—	0.01以下	—	0.1以下				
1,1,1-トリクロロエタン	CH ₃ -CCl ₃		検液1lにつき1mg以下であること。				規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		1以下		—	—	3以下	—	1以下	—	3以下				
1,1,2-トリクロロエタン	CHCl ₂ CH ₂ Cl		検液1lにつき0.006mg以下であること。				規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		0.006以下		—	—	0.06以下	—	0.006以下	—	0.06以下				
トリクロロエチレン	CHCl=CCl ₂		検液1lにつき0.01mg以下であること。				規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		0.01以下		—	—	0.1以下	—	0.01以下	—	0.1以下				
ベンゼン	C ₆ H ₆		検液1lにつき0.01mg以下であること。				規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		0.01以下		—	—	0.1以下	—	0.01以下	—	0.1以下				
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	CH2=CHCl		検液1lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法	規格K0125の5.1又は5.2に定める方法		0.002以下		—		—	0.02以下	—	0.002以下	—	0.02以下					
1,4-ジオキサン	C ₄ H ₈ O ₂		検液1lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	規格K0125の5.1又は5.2に定める方法		検討中		—		—	検討中	—	—	—	—					
カドミウム及びその化合物	Cd	重金 属 等	検液1lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法	規格K0102の65.2に定める方法	第二種特定有害物質	0.003以下	平成3年環境庁告示第46号と同じ	45以下	※2と同じ	平成3年環境庁告示第46号と同じ	0.09以下	米含有量: 1未満	0.003以下	45以下	0.09以下					
六価クロム化合物	Cr ⁶⁺		検液1lにつき0.05mg以下であること。				0.05以下		250以下			①6g以上の試料と溶媒(0.005mol/Lの炭酸ナトリウム及び0.01molの炭酸水素ナトリウムを溶解し1Lとしたもの)とを重量体積比3%の割合で混合。②室温・常圧で振とう幅4～5cm・約200回/分・2時間連続振とうする。	1.5以下	—	0.05以下	250以下	1.5以下				
シアン化合物	CN ⁻ ・HCN		検液中に検出されないこと。				不検出		50以下			①5～10gの試料に水250mlを加え、アルカリの場合は硫酸で中和し、酢酸亜鉛溶液(100g/L)20ml加える。②蒸留フラスコの受器に水酸化ナトリウム溶液(20g/L)30mLを入れ、①に硫酸10mLを加えて数分後に加熱・蒸留する。③蒸留液約180mlを酢酸で中和し水を加えて250mlとし検液とする。	1以下	—	不検出	50以下	1以下				
水銀及びその化合物(総水銀)	Hg		検液1lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法			0.0005以下		15以下			※2と同じ	0.005以下	—	0.0005以下	15以下	0.005以下				
アルキル水銀			検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法			不検出		—			土壌に係る環境基準と同じ。	—	不検出	—	不検出	—	不検出			
セレン及びその化合物	Se		検液1lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法			0.01以下		150以下		平成3年環境庁告示第46号と同じ	0.3以下	—	0.01以下	150以下	0.3以下					
鉛及びその化合物	Pb		検液1lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102の54に定める方法			0.01以下		150以下			0.3以下	—	0.01以下	150以下	0.3以下					
砒素及びその化合物	As		検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。))においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法			0.01以下		150以下			0.3以下	15未満	0.01以下	150以下	0.3以下					
ふっ素及びその化合物	F		検液1lにつき0.8mg以下であること。	①採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。②試料と溶媒(純水に塩酸を加え、水系イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500ml以上となるようにする。調製した試料液を常温常圧で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器を用いる。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法		0.8以下		4,000以下			24以下	—	0.8以下	4,000以下	24以下					
ほう素及びその化合物	B		検液1lにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は47.4に定める方法	1以下		4,000以下		30以下			—	1以下	4,000以下	30以下						
シマジン			そ の 他	検液1lにつき0.003mg以下であること。	①試料に溶媒(純水に塩酸を加え、水系イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液がふっ素(ほう素の場合は500ml、シマジン、チオベンカルブ、チウラム及び有機りんの場合は1000ml以上となるようにする。②常温・常圧で約200回/分・4～5cmの振とう幅で6時間連続振とうする。③10～30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmのメンブランフィルタろ過する。		昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法		第三種特定有害物質		0.003以下	土壌の環境基準と同じ	—	平成3年環境庁告示第46号と同じ	—	0.03以下	—	0.003以下	—	0.03以下	
チオベンカルブ				検液1lにつき0.02mg以下であること。							昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法		0.02以下		—	—	0.2以下	—	0.02以下	—	0.2以下
チウラム				検液1lにつき0.006mg以下であること。							昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法		0.006以下		—	—	0.06以下	—	0.006以下	—	0.06以下
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)				検液中に検出されないこと。							昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)		不検出		—	—	1以下	—	不検出	—	1以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		検液中に検出されないこと。		※1と同じ	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	不検出	—	—		0.003以下	—	不検出	—	0.003以下							
銅及びその化合物	Cu	—		—	農用地(田に限る。))において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法	—	—		—	125未満	—	—	—							
ベリリウム又はその化合物	Be	—		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—							
クロム又はその化合物	Cr	—		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—							
ニッケル又はその化合物	Ni	—		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—							
バナジウム又はその化合物	V	—		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—							
亜鉛又はその化合物	Zn	—		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—							
有機塩素化合物		—		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—							
フェノール類		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
油 分		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
ダイオキシン類		土壌:1,000pg-TEQ/g以下	—	ソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する。	—	—	—	—	—	—	—	—									
		水底の底質:150pg-TEQ/g以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
備 考		① 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 ② カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ヒ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 ③ 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。 ④ 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 ⑤ 底質のダイオキシン類は、年間平均値とする。										措置の命令の対象となる 土壌汚染の基準	昭和46年濃令第47号,昭和47年総令第66号,昭和50年総令第31号								

汚 染 土 壌 に 関 す る 埋 立 て 基 準 等

H13/03.H14/06.H15/06.H16/06.H18/05.H22/09.H25/05.H26/05.H27/04.H29/04.R3/10改訂
基礎地盤コンサルタンツ㈱環境事業部編集

項 目	化学記号	建設発生土受け入れ基準						埋立て・盛土・土砂の堆積基準		建設発生土の安全基準		たい積等の規則に関する土壌基準			
		(株)建設資源広域利用センター :UCR (国土交通省・自治体・公団等により 設立後民営化)		東京港埠頭公社				判断基準・検定方法		神奈川県		千葉県		埼玉県	
				中防波堤内埋立地 (江東区海の森三丁目1番4号)		中央防波堤外埋立地 (新海面埋立地)				神奈川県土砂の適正処理に関する条例 (神奈川県条例第3号)平成24年10月1日施行 神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成11年神 奈川県規則第74号)令和3年3月9日施行		千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発 生の防止に関する条例施行規則(平成9年規則第81号) (令和2年9月25日改正)		埼玉県土砂の排出、たい積等の規則に関する条例(平成14年 10月埼玉県条例第64号)平成14年10月15日公布・令和3年4月 1日施行 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第 105号)第7条 平成14年7月環境省告示第46号	
		溶出量基準値 (mg/l)	含有量基準値 (mg/kg)	溶出量基準値 (mg/l)	含有量基準値 (mg/kg)	溶出量基準値 (mg/l)	含有量基準値 (mg/kg)	溶 出 量	含 有 量	溶出量基準値 (mg/l)	含有量基準値 (mg/kg)	溶出量基準値 (mg/l)	含有量基準値 (mg/kg)	溶出量基準値 (mg/l)	含有量基準値 (mg/kg)
		昭和48年環告第13号		昭和48年環告第13号		昭和48年環告第13号				平成3年8月環告第46号		平成3年8月環告第46号		平成15年3月環告第19号 平成15年3月環告第19号	
四塩化炭素	CCl ₄	0.002以下	—	0.02以下	—	0.02以下	—	※3 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項」に規定する「埋め立て場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年2月総理府令第6号)別表第一及び「埋め立て場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第14号)又は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)	—	0.002以下	—	0.002以下	—	0.002以下	—
1,2-ジクロロエタン	CH ₂ ClCH ₂ Cl	0.004以下	—	0.04以下	—	0.04以下	—			0.004以下	—	0.004以下	—	0.004以下	—
1,1-ジクロロエチレン	CCl ₂ =CH ₂	0.1以下	—	1.0以下	—	1.0以下	—			0.1以下	—	0.1以下	—	0.1以下	—
1,2-ジクロロエチレン	CHCl=CHCl	0.04以下	—	0.4以下	—	0.4以下	—			0.04以下	—	0.04以下	—	0.04以下	—
1,3-ジクロロプロペン	CH ₂ ClCH=CHCl	0.002以下	—	0.02以下	—	0.02以下	—			0.002以下	—	0.002以下	—	0.002以下	—
ジクロロメタン	CH ₂ Cl ₂	0.02以下	—	0.2以下	—	0.2以下	—			0.02以下	—	0.02以下	—	0.02以下	—
テトラクロロエチレン	CCl ₂ =CCl ₂	0.01以下	—	0.1以下	—	0.1以下	—			0.01以下	—	0.01以下	—	0.01以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	CH ₃ -CCl ₃	1以下	—	3.0以下	—	3.0以下	—			1以下	—	1以下	—	1以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	CHCl ₂ CH ₂ Cl	0.006以下	—	0.06以下	—	0.06以下	—			0.006以下	—	0.006以下	—	0.006以下	—
トリクロロエチレン	CHCl=CCl ₂	0.01以下	—	0.3以下	—	0.3以下	—			0.01以下	—	0.01以下	—	0.01以下	—
ベンゼン	C ₆ H ₆	0.01以下	—	0.1以下	—	0.1以下	—	0.01以下	—	0.01以下	—	0.01以下	—		
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	CH ₂ =CHCl	0.002以下	—	—	—	—	—	0.002以下	—	0.002以下	—	0.002以下	—		
1,4-ジオキサン	C ₄ H ₈ O ₂	0.05以下	—	0.5以下	—	0.5以下	—	—	—	0.05以下	—	—	—		
カドミウム及びその化合物	Cd	0.01以下	150以下	0.1以下	1500以下	0.1以下	1500以下	※5 「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)による。検定方法は、「土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第5条第4項第2号の規定に基づき、環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」(平成15年3月環境省告示第19号)による。 ※6 「底質調査方法」(平成24年8月8日環水大第120725002号)による測定方法で行ったものである。 ※7「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第19号平成22年3月29日環境省告示第22号改正))による測定方法で行ったものである。	0.003以下	45以下	0.003以下	—	0.003以下	45以下	
六価クロム化合物	Cr ⁶⁺	0.05以下	250以下	0.5以下	2500以下	0.5以下	2500以下		0.05以下	250以下	0.05以下	—	0.05以下	250以下	
シアン化合物	CN ⁻ ・HCN	不検出	50以下	1.0以下	500以下	1.0以下	500以下	不検出	50以下	不検出	—	不検出	50以下		
水銀及びその化合物(総水銀)	Hg	0.0005以下	15以下	0.005以下	25未満	0.005以下	25未満	※4 「底質の暫定除去基準」(昭和50年10月環水管第119号)及び「底質調査法」(昭和63年9月環水管第127号)による。	0.0005以下	15以下	0.0005以下	—	0.0005以下	15以下	
アルキル水銀		不検出	—	不検出	—	不検出	—	※3と同じ。	—	不検出	—	不検出	—		
セレン及びその化合物	Se	0.01以下	150以下	0.1以下	1500以下	0.1以下	1500以下		※5と同じ。 ただしUCRの受入基準項目の砒素含有量は、農用地の田に限り、昭和50年総令第31号第1条第3項及び第2条による。	0.01以下	150以下	0.01以下	—	0.01以下	150以下
鉛及びその化合物	Pb	0.01以下	150以下	0.1以下	1500以下	0.1以下	1500以下			0.01以下	150以下	0.01以下	—	0.01以下	150以下
砒素及びその化合物	As	0.01以下	150以下	0.1以下	1500以下	0.1以下	1500以下			0.01以下	150以下	0.01以下	15未満	0.01以下	150以下
ふっ素及びその化合物	F	0.8以下	4000以下	15.0以下 ふっ化物として	40000以下 ふっ化物として	15.0以下 ふっ化物として	40000以下 ふっ化物として			0.8以下	4000以下	0.8以下	—	0.8以下	4,000以下
ほう素及びその化合物	B	1以下	4000以下	—	40000以下	—	40000以下		1以下	4000以下	1以下	—	1以下	4,000以下	
シマジン		0.003以下	—	0.03以下	—	0.03以下	—		0.003以下	—	0.003以下	—	0.003以下	—	
チオベンカルブ		0.02以下	—	0.2以下	—	0.2以下	—		0.02以下	—	0.02以下	—	0.02以下	—	
チウラム		0.006以下	—	0.06以下	—	0.06以下	—		0.006以下	—	0.006以下	—	0.006以下	—	
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		不検出	—	1.0以下	—	1.0以下	—		不検出	—	不検出	—	不検出	—	
ポリ塩化ビフェニール(PCB)		不検出	—	0.003以下	10未満	0.003以下	10未満	※4と同じ。	不検出	—	不検出	—	不検出	—	
銅及びその化合物	Cu	—	125未満	3.0以下	—	3.0以下	—	※3と同じ。	—	—	—	125未満	—	—	
ベリリウム又はその化合物	Be	—	—	2.5以下	—	2.5以下	—		—	—	—	—	—	—	
クロム又はその化合物	Cr	—	—	2.0以下	—	2.0以下	—		—	—	—	—	—	—	
ニッケル又はその化合物	Ni	—	—	1.2以下	—	1.2以下	—		—	—	—	—	—	—	
バナジウム又はその化合物	V	—	—	1.5以下	—	1.5以下	—		—	—	—	—	—	—	
亜鉛又はその化合物	Zn	—	—	2.0以下	—	2.0以下	—		—	—	—	—	—	—	
有機塩素化合物		—	—	—	40.0以下	—	40.0以下	—	※3と同じ。	—	—	—	—	—	
フェノール類	ArOH	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
油 分		15以下	—	15以下 (投入処分時に視認できる油分が生じないこと)	—	15以下 (投入処分時に視認できる油分が生じないこと)	—	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号」に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和51年2月総理府令第5号)第1条及び「海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」(昭和51年2月環境庁告示第3号)による。	—	—	—	—	—	—	
pH		5.6～8.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ダイオキシン類		—	1000pg-TEQ /g以下	10pg-TEQ /L以下	150pg-TEQ /g以下	10pg-TEQ /L以下	150pg-TEQ /g以下	—	—	1,000pg-TEQ/g以下	—	—	—	1,000pg-TEQ/g以下	
備 考		平成16年度の受け入れ先は首都圏で52箇所あり、受け入れ先によっては、分析項目にダイオキシン類が必要であったり、物理試験、粒度及びコーン指数等の土質試験結果が必要となる。		物理性状:コーン指数2kgf/cm ² (城南東のみ4kgf/cm ²)以上で最大径30cm以下であり、悪臭を放たず、産業廃棄物混入土砂及び一般廃棄物混入土砂でないこと。 油分:投入処分時に視認できる油分が生じないこと。		溶出量:「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成15年6月環境省令第14号)による。「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件」(平成15年6月環境省告示第68号)による。含有量:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。）」及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成14年7月環境省告示第46号)による。「ダイオキシン類に係る底質調査判定マニュアル」(平成12年3月環境庁)による。		汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行ってはいけません。ただし、次のような場合は、この限りではありません。(県生活環境保全条例) ① 土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設において行う場合又は県生活環境保全条例に基づく指定事業所(汚染土壌の処理の作業を行うものに限る。)の許可を受けた施設において処理に伴う一時的な堆積を行う場合 ② 汚染土壌の運搬過程における積み替え作業に伴い、定められた基準に従って一時的な堆積を行う場合 ③ その他、汚染土壌による公害が発生しないように適切な措置を講じたうえで行われる汚染土壌の処理のための埋立、盛土や土地への堆積		砒素及び銅の含有量は、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合の基準。		土壌汚染対策法第5条第1項に規定する基準及びダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準のうち土壌汚染に関する基準			

項 目	陸上の埋立処分に係る判定基準			海洋投入処分に係る判定基準							海洋埋立場所等に排出しようとする判定基準					船舶又は海洋施設において焼却 する事ができる油等に係る判定 基準
	産業廃棄物の埋立処 分に係る判定基準	特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判 定基準		産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準							水底土砂に係る判定基準		ばいじん・燃え殻に 係る判定基準	汚泥等に係る判定 基準	廃酸(pH2.0以下)・ 廃アルカリ(pH12.5 以上)	廃油に係る判定基準
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月施行)										海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年12月)					
	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月総令第5号) 油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和51年2月総令第5号)										海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物 に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月総令第6号)					
	燃え殻、ばいじん、汚泥、 指定下水汚泥、鉍滓	燃え殻・ばいじん・汚泥	燃え殻・ばいじん・汚泥 それらを処分したもの	汚泥(農産物を原料とする食品の製造業等から生じ たもの)	汚泥(ポーキサイトを原料 とする水酸化アルミニウ ムの製造業の洗浄及び る過施設から生じたもの)	建設工事に伴って生じた 汚泥	下水汚泥(指定下水汚泥 であるものを除く)	指定下水汚泥	廃酸(pH2.0以下)・廃ア ルカリ(pH12.5以上)(農産 物を原料とする食品の製造業等 から生じたもの)	水底土砂	ばいじん・燃え殻	汚泥等	廃酸又は廃アルカリに係 る判定基準	船舶又は海洋施設において焼却する事が できる油等に係る判定基準を定める省令 (昭和55年10月総令第50号)		
	溶出量基準 (mg/L)	溶出量基準 (mg/L)	溶出量基準 (mg/L)	溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/L)	溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/L)	溶出量基準 (mg/L)	溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/L)	溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)	
	昭和48年環告第13号										昭和48年2月環告第14号 改正平成12年環告第2号					昭和55年10月環告第63号 改正平成10年環告第19号
四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下	－	0.02以下	0.002以下	0.002以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	－	0.02以下	0.02以下	0.02以下	1以下
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下	－	0.04以下	0.004以下	0.004以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	－	0.04以下	0.04以下	0.04以下	2以下
1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下	－	1以下	0.1以下	0.1以下	0.2以下	1以下	1以下	1以下	1以下	－	1以下	1以下	10以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下	－	0.4以下	0.04以下	0.04以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下	－	0.4以下	0.4以下	0.4以下	不検出
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下	－	0.02以下	0.002以下	0.002以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	－	0.02以下	0.02以下	0.02以下	1以下
ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下	－	0.2以下	0.02以下	0.02以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	－	0.2以下	0.2以下	0.2以下	10以下
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	－	0.1以下	0.01以下	0.01以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	－	0.1以下	0.1以下	0.1以下	5以下
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下	－	3以下	1以下	1以下	3以下	3以下	3以下	3以下	－	3以下	3以下	3以下	150以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下	－	0.06以下	0.006以下	0.006以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	－	0.06以下	0.06以下	0.06以下	3以下
トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	－	0.1以下	0.01以下	0.01以下	0.1以下	0.3以下	0.3以下	0.3以下	－	0.3以下	0.3以下	0.3以下	15以下
ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	－	0.1以下	0.01以下	0.01以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	－	0.1以下	0.1以下	0.1以下	5以下
1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下	－	0.5以下	0.05以下	0.05以下	－	0.5以下	0.5以下	0.5以下	－	0.5以下	0.5以下	0.5以下	－
カドミウム及びその化合物	0.09以下	0.09以下	0.09以下	－	0.03以下	0.01以下	0.01以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	－	0.1以下	0.1以下	0.1以下	－
六価クロム化合物	1.5以下	1.5以下	1.5以下	－	0.5以下	0.05以下	0.05以下	0.5以下	1.5以下	0.5以下	0.5以下	－	0.5以下	0.5以下	0.5以下	25以下
シアン化合物	1以下	1以下	1以下	－	1以下	不検出	不検出	1以下	1以下	1以下	1以下	－	1以下	1以下	1以下	－
水銀及びその化合物(総水銀)	0.005以下	0.005以下	0.005以下	－	0.025以下	0.0005以下	0.0005以下	0.025以下	0.005以下	0.025以下	0.005以下	－	0.005以下	0.005以下	0.005以下	－
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	－	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	－	不検出	不検出	不検出	－
セレン及びその化合物	0.3以下	0.3以下	0.3以下	－	0.1以下	0.01以下	0.01以下	0.1以下	0.3以下	0.1以下	0.1以下	－	0.1以下	0.1以下	0.1以下	5以下
鉛及びその化合物	0.3以下	0.3以下	0.3以下	－	1以下	0.01以下	0.01以下	1以下	0.3以下	1以下	0.1以下	－	0.1以下	0.1以下	0.1以下	5以下
砒素及びその化合物	0.3以下	0.3以下	0.3以下	－	0.15以下	0.01以下	0.01以下	0.15以下	0.3以下	0.15以下	0.1以下	－	0.1以下	0.1以下	0.1以下	5以下
ふっ化物	－	－	－	－	15以下	3以下	3以下	15以下	－	15以下	15以下	－	15以下	15以下	－	40以下
ほう素及びその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下	－	0.03以下	0.003以下	0.003以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	－	0.03以下	0.03以下	0.03以下	1.5以下
チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下	－	0.2以下	0.02以下	0.02以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	－	0.2以下	0.2以下	0.2以下	10以下
チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下	－	0.06以下	0.006以下	0.006以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	－	0.06以下	0.06以下	0.06以下	不検出
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチ オン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1以下	1以下	1以下	－	1以下	不検出	不検出	1以下	1以下	1以下	1以下	－	1以下	1以下	1以下	－
ポリ塩化ビフェニール(PCB)	0.003以下	0.003以下	0.003以下	－	0.003以下	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	－	0.003以下	0.003以下	0.003以下	－
銅及びその化合物	－	－	－	－	10以下	0.14以下	0.14以下	10以下	－	10以下	3以下	－	3以下	3以下	－	70以下
ベリリウム又はその化合物	－	－	－	－	2.5以下	0.25以下	0.25以下	2.5以下	－	2.5以下	2.5以下	－	2.5以下	2.5以下	－	125以下
クロム又はその化合物	－	－	－	－	2以下	0.2以下	0.2以下	2以下	－	2以下	2以下	－	2以下	2以下	－	100以下
ニッケル又はその化合物	－	－	－	－	1.2以下	0.12以下	0.12以下	1.2以下	－	1.2以下	1.2以下	－	1.2以下	1.2以下	－	60以下
バナジウム又はその化合物	－	－	－	－	1.5以下	0.15以下	0.15以下	1.5以下	－	1.5以下	1.5以下	－	1.5以下	1.5以下	－	75以下
亜鉛又はその化合物	－	－	－	－	20以下	0.8以下	0.8以下	20以下	－	20以下	2以下	－	2以下	2以下	－	450以下
有機塩素化合物	－	－	－	－	4以下	1以下	1以下	4以下	－	4以下	－	40以下	40mg/kg	－	－	40以下
フェノール類	－	－	－	20以下	20以下	0.2以下	0.2以下	20以下	－	20以下	－	－	－	－	－	－
油 分	－	－	－	15以下	－	15以下	15以下	50以下	－	15以下	－	－	－	－	－	－
ダイオキシン類	3ng/g	3ng/g	3ng/g	－	－	－	－	－	3ng-TEQ/L	－	10pg-TEQ/L 以下	－	2ng-TEQ/g 以下	2ng-TEQ/g 以下	10pg/L	－
備 考				①非水溶性の無機性汚泥等は、強熱減量15%以下とする。②有機性汚泥の水面埋立て及び廃油・廃PCBの廃棄は禁止で、これらは燃焼したのち燃えがら・ばいじんとして扱う。特別 管理産業廃棄物の海洋投入は禁止。③廃酸・廃アルカリの水素イオン濃度(pH)は、船舶積載の場合は、5.0～9.0とする。 海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであること。							①熱しゃく減量15%以下の状態にして排出こと。②ダイキシン類の基準は、汚泥及びばいじん・燃え殻に摘要する。③海洋汚 染防止法施行令が改正され、ダイオキシン類を含む水底土砂への処分方法は、海洋投棄が禁止され護岸や外周仕切施設などによ り外部海域と遮断されている場所への埋立てのみと設定された。この政令は、平成15年10月1日に施行した。(平成15年5月14日 政令 第223号)					

諸 外 国 の 土 壌 基 準

H13/03.14/06.H15/06.H29/04.R3/10改訂
基礎地盤コンサルタンツ㈱環境事業部編集

主 な 物 質		アメリカ	カナダ		オランダ	ドイツ		ロシア	オーストラリア		タイ	ベトナム	韓 国	日 本		
		全含有量	住宅地・公園		全含有量	遊び場	住宅地	全含有量	住宅地・公園		農用地 住宅地	住宅地	土壌汚染警告 農地・住宅地等	土壌環境 基準	土壌汚染対 策法指定基 準	
			細粒土	粗粒土					細粒土	粗粒土						
			全含有量			全含有量	全含有量		全含有量		全含有量	全含有量	全含有量	全含有量	溶出量	含有量
		mg/kg	mg/kg	mg/kg	mg/kg	mg/kg	mg/kg	mg/kg	mg/L	mg/L	mg/kg	mg/kg	mg/kg	mg/L	mg/kg	
金 属	カドミウム	7.1以下	10以下		0.8以下	10以下	20以下	2以下	10以下		37以下	5以下	4以下	0.003以下	45以下	
	鉛	400以下	140以下		85以下	200以下	400以下	32以下	140以下		400以下	120以下	200以下	0.01以下	150以下	
	六価クロム	0.30以下	0.4以下						0.4以下		300以下		5以下	0.05以下	250以下	
	ヒ素	0.68以下	12以下		29以下	25以下	50以下	2以下	17以下		3.9以下	12以下	25以下	0.01以下	150以下	
	水銀	253.9以下	6.6以下		0.3以下	10以下	20以下	2.1以下	6.6以下		23以下		4以下	0.0005以下	15以下	
	アルキル水銀													不検出		
	セレン	390以下	1以下		0.7以下				1以下		390以下			0.01以下	150以下	
	バリウム	15000以下	500以下		160以下				500以下							
	クロム	Ⅲ120000以下	64以下		100以下	200以下	400以下		64以下							
	コバルト	2.3以下	50以下		9以下				20以下							
	銅	3100以下	63以下		36以下			132以下	63以下			70以下	150以下	125以下 (農用地)		
	モリブデン	3900以下	10以下		3以下				4以下							
	ベリリウム	15000以下	4以下		1.1以下				5以下							
	タリウム	化合物による	1以下		1以下				1以下							
	ウラン	230以下	23以下						23以下							
	バナジウム	3900以下	130以下		42以下				130以下							
	ニッケル	0.1	45以下		35以下	70以下	140以下	80以下	45以下		1600以下		100以下			
	亜鉛	23000以下	200以下		140以下			220以下	200以下				200以下	300以下		
	銀	3900以下	20以下						20以下							
	有機スズ	47000以下	50以下		0.001以下				5以下							
	マンガン	1800以下						1500以下			1800以下					
	アンチモン	31以下	20以下		3以下				20以下							
	金シアン	230以下	0.9以下		1以下	50以下	50以下		0.9以下		11以下		2以下	不検出	50以下	
	有機リン												10以下	不検出		
単 環 芳 香 族 炭 水 素	ベンゼン	1.2以下	0.0068以下	0.030以下	0.01以下				0.46以下	0.073以下	6.5以下		1以下	0.01以下		
	エチルベンゼン	5.8以下	0.018以下	0.082以下	0.03以下				0.073以下	0.14以下	230以下		50以下			
	フェニール	19000以下	3.8以下		0.05以下				0.0028以下	0.0024以下			4以下			
	トルエン	4900以下	0.08以下	0.37以下	0.01以下				0.52以下	0.12以下	520以下		20以下			
	キシレン	5800以下	2.4以下	11以下	0.1以下				0.99以下	1.9以下	210以下		15以下			
多 環 芳 香 族 炭 化 水 素	スチレン	6000以下	5以下		0.3以下				0.68以下	0.80以下	1700以下					
	1,4-ジオキサン	5.3以下														
	フルオランテン								0.032以下	0.039以下						
	ナフタレン		0.0346以下						0.014以下	0.017以下						
	アントラセン		0.0469以下						0.0046以下	0.0056以下						
	フェナントレン		0.0867以下						0.051以下	0.061以下						
	フルオランテン		0.113以下		1以下				0.29以下	0.34以下						
	ベンゾ (a) アントラセン		0.0748以下						0.070以下	0.083以下						
	ベンゾ (a, h) アントラセン		0.00622以下													
	ベンゾ (a) ピレン	0.016以下	0.0888以下			2以下	4以下	0.02以下	0.70以下	0.77以下	0.6以下		0.7以下			
	クリセン		0.108以下													
	ビレン	1800以下	0.153以下						0.034以下	0.040以下						
	ジクロロメタン	0.005	5以下		0.4以下				0.10以下	0.095以下	89以下			0.02以下		
	トリクロロメタン		5以下		0.001											
	四塩化炭素	0.65以下	5以下		0.001				0.013以下	0.00057以下	2.5以下			0.002以下		
塩 素 系 炭 化 水 素	ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	3.6以下	5以下	0.02以下				0.025以下	0.027以下	3.5以下			0.004以下		
	クロロホルム	トリクロロメタン	0.46以下	5以下	0.02以下				0.0029以下	0.0030以下						
	トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	8100以下	5以下	0.07以下						630以下			1以下		
	テトラクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1.1以下	5以下	0.4以下						8.4以下			0.006以下		
	ジクロロエチレン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	2.0以下	0.2以下	0.4以下						57以下					
	ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	0.60以下	5以下					0.15以下	0.021以下	0.5以下			0.1以下		
	ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1760以下		0.2以下											
	ジクロロエチレン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	160以下								43以下			0.04以下		
	トリクロロエチレン	0.94以下	0.01以下		0.1以下				0.054以下	0.012以下	28以下		8以下	0.01以下		
	テトラクロロエチレン	24以下			0.002以下				0.26以下	0.018以下			4以下	0.01以下		
	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.059以下			0.01以下	0.4以下	0.8以下		0.0083以下	0.00034以下				0.002以下		
	ジクロロプロペン	1,2-ジクロロプロペン		5以下												
	ジクロロプロペン	1,3-ジクロロプロペン	1600以下											0.002以下		
	クロロベンゼン	280以下	1以下		0.03以下				0.39以下	0.018以下						
	ジクロロベンゼン	1,2-ジクロロベンゼン	1800以下	1以下					0.097以下	0.098以下						
	ジクロロベンゼン	1,3-ジクロロベンゼン	2.6以下	1以下												
	ジクロロベンゼン	1,4-ジクロロベンゼン	0.075	1以下					0.051以下	0.098以下						
	トリクロロベンゼン	1,2,3-トリクロロベンゼン	63以下	2以下					0.26以下							
	トリクロロベンゼン	1,2,4-トリクロロベンゼン	24以下	2以下					0.78以下	0.23以下						
	トリクロロベンゼン	1,3,5-トリクロロベンゼン		2以下					1.9以下	0.13以下						
	トリクロロベンゼン	1,2,3,4-テトラクロロベンゼン		2以下					0.042以下	0.050以下						
	トリクロロベンゼン	1,2,3,5-テトラクロロベンゼン		2以下		2以下			0.37以下	0.10以下						
	トリクロロベンゼン	1,2,4,5-テトラクロロベンゼン	23以下						0.19以下	0.052以下						
	ペンタクロロベンゼン	630以下	2以下						3.7以下	4.5以下						
	ヘキサクロロベンゼン	0.21以下	3以下			4以下	8以下	0.03以下	3.6以下	0.50以下						
	ヘキサクロロベンゼン	1,2-ジクロロプロパン	1以下	5以下												
	ヘキサクロロベンゼン	クロロフェノール														
	ヘキサクロロベンゼン	2,4-ジクロロフェノール		0.5以下					0.0029以下	0.0034以下						
	ヘキサクロロベンゼン	2,4,5-トリクロロフェノール	6300以下			0.01以下			0.19以下	0.37以下						
	ヘキサクロロベンゼン	2,4,6-トリクロロフェノール	49以下	0.5以下												
	ヘキサクロロベンゼン	2,3,4,6-テトラクロロフェノール	1900以下	0.5以下					0.039以下	0.047以下						
	ヘキサクロロベンゼン	ペンタクロロフェノール	1以下	7.6以下			50以下	100以下	0.024以下	0.029以下						
	ヘキサクロロベンゼン	ヘキサクロロシクロヘキサン	側鎖による				5以下	10以下	0.1以下							
	ヘキサクロロベンゼン	PCBs	0.018以下	1.3以下		0.02以下			0.06以下	22以下		2.2以下		1以下	不検出	
ヘキサクロロベンゼン	ダイオキシン類	ヘキサクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	0.0001以下			0.1以下	1以下		0.000004以下					1,000pg- TEQ/g 以下		
ヘキサクロロベンゼン	ダイオキシン類	テトラクロロジベンゾジオキシン	0.0000048以下	4ng TEQ/kg												
農 薬 そ の 他	DDT	1.9以下	0.7以下		40以下	80以下		0.1以下	12以下		17以下					
	ドリズ	2500以下			0.005以下											
	アルドリン	0.039以下			0.00006以下	2以下	4以下		3.4以下							
	ディルドリン	0.034以下			0.0005以下				0.59以下	1.1以下	0.3以下					
	ヘプタクロル	0.13以下			0.0007以下			0.05以下			1.1以下					
	ヘプタクロルエポキシド	0.070以下			0.0000002以下				0.039以下	0.010以下	0.5以下					
	リンデン	0.57以下							0.31以下	0.60以下	4.4以下					
	ペンタクロロフェノール	1.0以下									30以下					
	エンドリン	190以下			0.00004以下				2.4以下	4.7以下						
	シマジン	4.5以下							0.033以下	0.038以下				0.003以下		
	チウラム													0.006以下		
	チオベンカルブ													0.02以下		
	カルボフラン	320以下			0.00002以下				0.68以下	1.2以下						
	マンネブ	320以下			0.002以下											
	アトラジン	240以下			0.0002以下				0.0088以下	0.010以下	22以下					
	カルバリル	6300以下			0.00003以下				1.9以下	3.6以下						
	クロルデン				0.00003以下						16以下					
	エンドスルファン	470以下			0.00001以下				0.0013以下	0.0015以下						
	シクロヘキサノン	6500以下			0.1以下											
	ピリジジ	78以下			0.1以下											